

新潟市空き家活用推進事業

跡地活用タイプ補助金交付要領

(総則)

第1条 新潟市空き家活用推進事業に係る跡地活用タイプの補助金の交付については、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 個人又は法人が跡地活用のために行う未接道地の空き家の解体及び未接道地の購入を支援し、管理不全空き家の予防及び地域周辺の住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者等 申請者、及び未接道地の購入等を共同名義で行う場合、申請者以外の共同名義人（以下「共同名義人」という）。
- (2) 未接道地 現に空き家が存する民有地で、土地が接する道の条件が悪く、建築が困難であること等を理由に流通が難しい敷地であるもの
- (3) 長屋 要綱第2条第9号による。ただし、区分所有建築物の場合、一の区分所有部分を一の建築物とみなす。
- (4) 共同住宅 要綱第2条第10号による。ただし、区分所有建築物の場合、一の区分所有部分を一の建築物とみなす。

(補助事業の要件)

第4条 要綱第3条の規定による市長が別に定める補助事業の要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 跡地を活用するために未接道地を購入し、当該未接道地に存する空き家の対

象解体工事を行うこと

(2) 前号による空き家解体後の跡地を適正に管理し、周辺住民の居住環境を悪化させないように努めること。また法人で、空き家解体後の跡地を売却・賃貸する際には、売却・賃貸により周辺住民の居住環境を悪化させるようなことがないように努めること。

2 要綱第2条第3号の規定による市長が別に定める対象解体工事の要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること

(2) 10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上の対象解体工事を実施すること

(3) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること

ただし、法人の場合は、対象空き家の解体工事は自社によるものでないこと

（空き家の要件）

第5条 要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 未接道地に現に存するものであること

(2) 申請者等の居住又は使用に供されたことがないこと

(3) 申請者等が所有しているものでないこと。

(4) 建物全部登記事項証明書、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）により所在が確認できること

(5) 申請者等が要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに対象解体工事を実施するもの

2 第3条第2号に定める未接道地は以下に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 申請者等が所有している土地でないこと
- (2) 申請日前1年以内に分筆等により未接道地になった土地でないこと
- (3) 登記の全部事項証明書(建物)、登記情報サービスによる登記情報、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳(名寄帳)等により空き家の所在地であることが確認できるものであること
- (4) 申請者等が要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに取得するもの
- (5) 以下のいずれかに該当するもの
 - ア 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第42条に定める道路(建築基準法第42条第2項、又は同条第3項を除く)に接し、土地と道路が接する長さが2メートル未満の土地であること
 - イ 建築基準法第42条第2項、又は同条第3項に規定する道路にのみ接している土地であること
 - ウ 建築基準法第42条に定める道路に接していない土地であること

3 第1項第3号並びに前項第1号及び第4号の規定は、空き家の対象解体工事に係る経費のみを補助対象とする場合、交付申請の日から遡って、1年以内に申請者等が売買により取得したものを含むものとする。

(申請者の要件)

第6条 要綱第2条第3号の規定による市長が別に定める申請者の要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに補助事業により対象解体工事を行う個人又は法人
- (2) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき

関係を有するものでないこと

(3) 市税を完納していること

(補助対象経費)

第7条 補助金の補助対象経費は空き家の存する土地の購入に係る経費、空き家の対象解体工事に係る経費及び対象解体工事と併せて実施する外構工事で、要綱第4条第1項第3号の規定による市長が別に定めるものは、以下に掲げるものとする。

(1) 契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料

(2) 未接道地以外の土地の購入費

(3) 家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の物品の処分に係るもの

(4) その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの

2 申請者が法人の場合、補助対象経費に土地の購入に係る経費は含めないものとする。

3 未接道地と未接道地以外の土地を合わせて購入する場合、補助対象経費の算定方法は未接道地部分の面積按分とする。

(交付申請の申請書類等)

第8条 要綱第8条第1項の規定による市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 補助金交付申請書（要領別記様式1号）

(2) 当該空き家の対象解体工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書
（要領別記様式1号の2）

(3) 当該未接道地の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式1号の3）（購入費を補助対象とする場合に限る。）

(4) 当該未接道地及び空き家の全景写真（事前相談時点の状況が確認できるものに限る。）

(5) 当該未接道地と道路又は通路、及び隣接地の現況が確認できる写真（事前相談時点の状況が確認できるものに限る。）

(6) 当該未接道地の要件を満たしていることが確認できる以下の書類

ア 当該土地の所有者が確認できる登記の全部事項証明書（土地）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

イ 当該土地の公図の写し

ウ 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）、登記情報サービスによる証明書、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）の写し等

エ 当該未接道地の形状、未接道地に接している道路又は通路の接道長さ及び幅員、並びに空き家の配置のわかる現況図

(7) 新潟市制度用の納税証明書（申請した会計年度に発行されたものに限る。）

(8) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（要領別記様式第3号）（法人が申請する場合に限る。）

(9) 法人の登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）

(10) その他市長が必要と認めるもの

2 要綱第8条第2項の規定による市長が別に定める事前相談願書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 事前相談願書（要領別記様式A）

(2) 前項の規定による補助金交付申請書及びその他書類

3 第1項第7号に定める書類は、申請者が以下に掲げる場合は除くものとする。

(1) 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人

(2) 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人及び個人

(3) 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など）

4 第1項第7号に定める書類が申請書提出時に発行できない場合、要綱第13条第1項の規定による実績報告書の提出までに、提出すること。

(実績報告の報告書類等)

第9条 要綱第13条第1項の規定による市長が別に定める実績報告書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

- (1) 実績報告書(要領別記様式第2号)
 - (2) 当該未接道地の購入に係る売買契約書の写し
 - (3) 当該空き家の解体工事請負契約書の写し
 - (4) 補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収書の写し、銀行の振込明細書の写し又は通帳の写し、その他これらに類するもの)
 - (5) 当該未接道地の登記の全部事項証明書(土地)又は登記情報サービスによる登記情報(補助事業者へ所有権移転登記完了後のもので、要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降取得したものに限り。)
 - (6) 未接道地が更地になったことが確認できる写真
 - (7) 外構工事が行われた場所の工事後写真(外構工事を補助対象にする場合に限り。)
 - (8) 交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合(軽微な変更の場合に限り。)は、当該変更の内容が確認できる書類
 - (9) その他市長が必要と認めるもの
- (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月20日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

要領別記様式 A (第 8 条関係)

年 月 日

(宛先)新潟市長

(申請者) 千

住 所

(法人にあつては所在地)

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市空き家活用推進事業 事前相談願書

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、事前相談願書及び補助金交付申請書、その他添付書類を提出いたします。なお、本願書及び補助金交付申請書類に記載の事項は事実に相違ありません。

事前相談において本事業の補助要件を満たしていることを確認できた場合、事前相談の終了日を以て交付申請日とすることに同意いたします。なお、補助要件を満たしていることが確認できない等の場合、事前相談願書取下届を提出いたします。

空き家の所在地	新潟市 区
---------	-------

<未接道地の要件確認表> (該当する□に✓印を記入してください。)

1	□空き家の土地が、建築基準法第42条に定める道路（建築基準法第42条第2項及び同条第3項を除く）に接している	<input type="checkbox"/>	土地と道路の接する長さが2 m以上	【対象外】
		<input type="checkbox"/>	土地と道路の接する長さが2 m未満	【対象】
2	□空き家の土地が、建築基準法第42条第2項又は同条第3項に規定する道路にのみ接している。			【対象】
3	□空き家の土地が、建築基準法第42条に定める道路に接していない。 (全周囲を民有地に囲まれている場合も含む)			【対象】

※以下は記載しないでください(処理欄)

事前相談收受日	建築行政課	住環境政策課
台帳入力後建築行政課へ	受領日 /	戻り日 /
	確認1 /	
	確認2 /	
	判別 1 . 2 . 3	

要領別記様式第1号（第一面）（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〃

住 所

（法人にあっては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ	跡地活用タイプ		
空き家の所在地	新潟市	区	
補助対象経費 (C)			円（第二面より）
補助金申請額 (D)		0 0 0	円（第二面より）
補助事業着手 予定年月日	年	月	日
補助事業完了 予定年月日	年	月	日
未接道地購入等の 共同名義人（予定）	氏名： 住所：新潟市 区		
情報の公表の内容 方法及び時期	※法人の場合記載（本補助金により事業を実施している旨の公表の方法・時期を記載してください。）		

（申請者が、申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。			
手 続 代 行 者	住 所	〃 ー	
	会 社 名	ふりがな 担当者名	-----
	電話番号	Eメール	

要領別記様式第1号（第二面）（第8条関係）

<跡地の利用方法の確認>

解体後の跡地利用は右欄の通りです。 (利用方法を右欄に記載してください)	【利用方法】
---	--------

申請者種別の確認	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
----------	-----------------------------	-----------------------------

<補助金申請額の計算> 税抜きで記載してください。(消費税は補助対象外となります。)

項目	金額				備考
工事費（解体・外構）（A）				円	工事見積書（請負契約書）の内訳証明書の補助対象経費の額
土地の購入費（B）				円	見積書（売買契約書）の内訳証明書の補助対象経費の額
補助対象経費 （C）＝（A）＋（B）				円	第一面の（C）欄へ
補助金申請額（D） 補助上限額①と②のいずれか低い額			000	円	第一面の（D）欄へ
補助上限額①：補助対象経費（A）の1/3の額（千円未満切捨て）					
補助上限額②：上限額 50万円					
<外構工事の内容> 外構工事を実施する場合は工事の内容を記載してください。					

<補助対象要件に関する確認事項>（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
<input type="checkbox"/>	当該空き家は、申請日前3ヶ月以上の間、そのすべてが常態として人の居住又は使用に供されていません。
<input type="checkbox"/>	当該空き家は、申請者等の居住又は使用に供されたことはありません。
<input type="checkbox"/>	解体後の跡地は適正に管理し、周辺住民の居住環境を悪化させることのないように努めます。
<input type="checkbox"/>	申請者本人及び団体等の構成員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出をします。
<input type="checkbox"/>	上記の他、申請の内容は本補助金の要綱及び要領に定める各条項に適合します。

< 申請書及び添付書類等一覧 > 申請に必要な書類を確認し、□に✓印を記入してください。

①	<input type="checkbox"/>	新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書 (要領別記様式第1号 第一面～第三面)		【必須】
②	<input type="checkbox"/>	工事見積書(請負契約書)の内訳証明書 (要領別記様式1号の2)		【必須】
③	<input type="checkbox"/>	土地の見積書(売買契約書)の内訳証明書 (要領別記様式1号の3)		【購入費を補助 対象にする場合】
④	<input type="checkbox"/>	未接道地及び空き家の全景写真 (事前相談時点の状況が確認できるもの)		【必須】
⑤	<input type="checkbox"/>	未接道地と道路又は通路、及び隣接地の現況が確認できる写真 (事前相談時点の状況が確認できるもの)		【必須】
⑥	<input type="checkbox"/>	未接道地の登記の全部事項証明(土地) (所有者が確認できるもの)	(確認事項) <input type="checkbox"/> 申請日前1年以内に分筆等により未接道になってはいない。	【必須】 いずれか1つ
	<input type="checkbox"/>	登記情報サービスによる証明書		
⑦	<input type="checkbox"/>	未接道地の公図(写しで可)		【必須】
⑧	<input type="checkbox"/>	空き家の登記の全部事項証明書(建物)	(確認事項) <input type="checkbox"/> 未接道地と空き家の所在地が同じである。	【必須】 いずれか1つ
	<input type="checkbox"/>	固定資産税明細書の写し		
	<input type="checkbox"/>	固定資産課税台帳(名寄帳)の写し		
⑨	<input type="checkbox"/>	当該未接道地の形状、未接道地に接している道路又は通路の接道長さ及び幅員、並びに空き家の配置のわかる現況図		【必須】
⑩	<input type="checkbox"/>	新潟市制度用の納税証明書	(申請時に発行できない場合) <input type="checkbox"/> 実績報告時まで提出します。	【必須】 ※市内に住所がない場合等不要
⑪	<input type="checkbox"/>	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (要領別記様式第3号)		【法人】
⑫	<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書		【法人】
⑬	<input type="checkbox"/>	新潟市空き家活用推進事業 事前相談願書 (要領別記様式A)		【必須】

工事見積書（請負契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所
会 社 名
代表者名

申請者（解体工事発注者） _____ 様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

■ 工事場所（空き家の所在地）：新潟市 _____ 区

■ 上記工事場所に存する空き家を解体し更地にする工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
工事種別	金額（税抜）
解体工事	円
外構工事	円
	円
補助対象経費合計（A）	円
補助対象外経費（a）（物品処分費等）	円
合計（A）＋（a）	円
消費税	円
見積額 合計	円

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
<input type="checkbox"/>	上記の補助対象経費内訳に家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の物品の処分に係るものは含まれておりません。
<input type="checkbox"/>	上記の内訳に国及び市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものは含まれておりません。

見積書（売買契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（売主又は仲介業者等）住 所

（法人等にあつては所在地）

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

申請者（土地の買主）_____様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る売買契約の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

■土地の所在地（空き家の所在地）：新潟市 _____ 区

■土地の地積：_____ m²

売買契約書の内容及び内訳明細表

補助対象経費（B）	
内容	金額
土地（未接道地）の購入費	円
補助対象外経費	
内容	金額（税抜）
土地（未接道地以外）の購入費	円
空き家の購入費	円
合計	円
消費税※	円
見積額 合計	円

※個人から個人への空き家（建物）の売買、及び土地の売買には消費税はかかりません

（宛先）新潟市長

（補助事業者） 〒

住 所
（法人にあっては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 実績報告書

年 月 日付 新住 G 第 号の2 で交付決定のあった空き家活用推進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ	跡地活用タイプ									
空き家の所在地	新潟市 区									
項目	交付決定通知書に記載された額					実績額				
補助対象経費 (C)					円					円
交付決定額	0 0 0 円									
交付算定額 (D)	※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額 ≤ 交付決定額)									
補助事業着手年月日	年 月 日									
補助事業完了年月日	年 月 日									
情報の公表の状況	※法人の場合記載（本補助金により事業を実施している旨の公表の実施状況を記載してください。）									

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名)	(本・支店名)
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	<input type="checkbox"/> 普通	第 <input type="text"/> 号
	フリガナ		
	名義人		

※振込先の名義人は原則として、補助事業者と同一としてください。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（宛先）新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

